

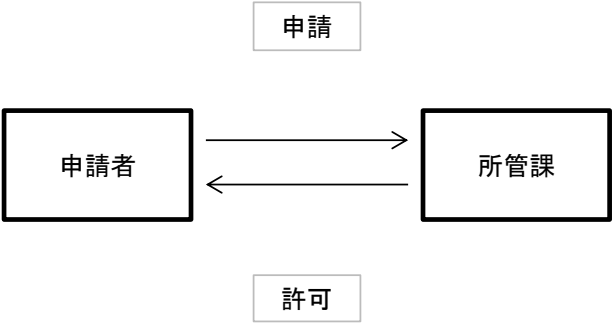
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 26

処 分 名	市施行事業の移転又は除却する建築物等の使用許可	
処 分 の 概 要	市が土地区画整理事業の施行者である場合に、建物等の移転又は除却する建築物の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	
条 項	第77条第9項	
所 管 課	市街地整備課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		未設定
標 準 処 理 期 間		計 未設定
審 査 基 準		
未設定		
【根拠法令等】 土地区画整理法 （建築物等の移転及び除却） 第七十七条 施行者は、第九十八条第一項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定した場合、第百条第一項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収益することを停止させた場合又は公共施設の変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合において、従前の宅地又は公共施設の用に供する土地に存する建築物その他の工作物又は竹木土石等（以下これらをこの条及び次条において「建築物等」と総称する。）を移転し、又は除却することが必要となつたときは、これらの建築物等を移転し、又は除却することができる。 2 施行者は、前項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合においては、相当の期限を定め、その期限後においてはこれに移転し、又は除却する旨をその建築物等の所有者及び占有者に対し通知するとともに、その期限までに自ら移転し、又は除却する意思の有無をその所有者に対し照会しなければならない。 4 第一項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合において、施行者は、過失がなく建築物等の所有者を確知することができないときは、これに対し第二項の通知及び照会をしないで、過失がなく占有者を確知することができないときは、これに対し同項の通知をしないで、移転し、又は除却することができる。この場合においては、相当の期限を定め、その期限後においてはこれに移転し、又は除却する旨の公告をしなければならない。 8 施行者は、第二項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第四項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。 9 前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。